

「類倶楽部」 会員規約

下記をご確認のうえお申し込みくださいますようお願い申し上げます

事務局より登録メールが届きます。1週間過ぎてもメールが届かない場合は事務局にお問い合わせください。

◆第1条＜会員登録の目的＞

ご登録いただいた方に対し、高知県地産外商公社（以下「公社」という）が運営する高知県アンテナショップ「まると高知」で利用できるポイントカードを発行してダイレクトメールやEメール等を通じて各種情報やサービス等を提供することを目的としています。

◆第2条＜会員登録手続き＞

- (1) 会員とは、**20歳以上の個人に限らせていただきます**。ご登録は、お一人様一会員となります。
- (2) 前項のご登録資格があり、本規約を承認いただいた方は、所定の申込方法によりご登録を申し込むことで、会員登録いただけます。なお、申し込みはご本人様に限ります。
- (3) ご登録申込は、店舗地下1階試し酒コーナーで手続きいただけます。
- (4) 年会費・更新手数料は不要です。

◆第3条＜個人情報＞

- (1) 公社が次に挙げる個人情報を、保有・管理することに同意いただくものとします。
 - ・会員登録時にご記載いただいた内容及び諸変更届等いただいた内容
 - ・ポイントカードのご利用等のお買物情報
- (2) 公社が本規約に関する業務の一部または全部を委託先企業に委託する場合、個人情報の保護措置を講じた上で、ご登録いただいた個人情報を委託先企業に提供することがあります。
- (3) 公社は、第1条に定める会員登録の目的以外で、会員様の同意を得ずに個人情報を利用すること、及び委託先企業以外の第三者へ提供することは一切ございません。ただし、法令により認められる場合は、第三者に個人情報を提供することがあります。
- (4) 個人情報はご本人様のお申し出により訂正、削除いたします。また、公社からの催事やセール等のご案内についてもお止めすることができます。

◆第4条＜共同利用＞

個人情報保護法第23条第4項第3号の規定により、より総合的なサービスを提供するために、第1条に定める目的の範囲内でお預かりしている個人情報（氏名・メールアドレスなど）を高知県の間で共同利用する場合があります。この場合、当該個人情報の管理責任は、公社が負います。

◆第5条＜ご登録事項等の変更＞

- (1) 住所変更・名義変更については、すみやかにご連絡ください。

ご連絡がないと、公社からの郵便・Eメール等のご案内やお電話でのご連絡等ができなくなる場合がございます。

- (2) 再登録をご希望の場合は、店舗で再登録手続きをします。再登録手続きは無料です。

但し、「第6条 会員資格の喪失された会員」の再登録はできません。

- (3) 登録内容に変更がございましたら、ご登録者のお申し出によりすみやかに訂正いたします。但し、ご連絡いただいた変更内容が反映されるまでお日にちをいただきます。あらかじめご了承ください。

◆第6条<会員資格の喪失>

- (1) 会員が次の各号の一つに該当するときは、会員の資格を失います。
 - ・当会員規約その他当規約の定める規約に違反したとき。
 - ・他のお客様への迷惑行為、公社への営業活動の妨げとなる行為等があったと判断されたとき。
- (2) 会員資格の喪失した段階で、弊社のポイントカードを返還いただきます。

◆第7条<退会>

- (1) 本規約を未承認の場合、及び会員の都合による退会希望の場合に、ご本人様のお申し出により承ります。
- (2) ご本人様のお申し出で会員データの削除を行います。但し、ダイレクトメール等のご案内を停止するまでにお日にちをいただきます。あらかじめご了承ください。
- (3) 退会される場合は、ポイントカードの累計ポイントについては無効となります。

◆第8条<会員規約の変更>

公社は予告なしに当規約の内容、特典及びサービスを終了、中止または変更出来るものとし、会員はあらかじめその旨を了承するものとします。

【ポイントカード】ポイントカードはご来店時にお持ちください

◆第9条<ポイントカードの発行>

- (1) 登録手続きを済まされますと試し酒コーナーでご利用いただけるポイントカードを発行します。
- (2) ポイントカードの所有権は弊社に帰属します。弊社からの返還請求があった場合は直ちにご返却ください。
- (3) ポイントカードの有効期限は1年です。会員からの申請がない場合は、自動的に更に1年間更新されます。
- (4) ポイントカードとその特典は、会員ご本人様のみが有効で、他人に譲渡・貸与・転売することはできません。
- (5) ポイント付与のためにお会計時にポイントカードが必要ですので、お買物の際には必ずお持ちください。

◆第10条<ポイントカードの紛失・盗難・破損について>

- (1) ポイントカードの紛失・盗難・破損が発生した場合は、すみやかに店舗で再発行の手続きを行ってください。
- (2) ポイントカードを再発行した場合、累計ポイントは無効となります。
- (3) 再発行後、ポイントカードが見つかった場合は旧カードは破棄させていただきます。

【ポイント】ポイントに応じて特典がございます

◆第11条<ポイントの取得>

- (1) 「吉田類 故郷・土佐の酒利き酒セット」を店頭でお楽しみいただいた方が対象です。1回のご試飲で1スタンプが付与されます。
- (2) スタンプは1ヶ月1個のみとさせていただきます。
- (3) 複数枚のポイントカードのポイントを合算することは出来ません。

◆第12条<ポイントの行使>

- (1) スタンプ6個で店舗がおすすめする「土佐酒」(四合瓶)を1本差し上げます。
- (2) お酒の指定はできません。

【その他】◆第13条<お問い合わせ>

「類倶楽部」に関するお問い合わせは、事務局 (tel 03-3538-4365) で承っております。 担当：藤原